

平成28年度行政事業レビューシート（

内閣府）

事業名	総合特区計画に基づく支援措置に必要な経費			担当部局庁	地方創生推進事務局		作成責任者		
事業開始年度	平成23年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	地方創生推進事務局		参事官 石谷 俊史 参事官 佐藤 透		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	総合特別区域法 (平成23年6月22日成立)			関係する計画、 通知等	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				
主要政策・施策	地方創生			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)	地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施することで、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を目的とする。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、総合特区ごとに組織される国と地方の協議会を通じて、プロジェクトの推進に必要な措置を講じるものである。 総合特区は、地域が目指す政策課題の解決に向けた取組に先駆性等が認められるものを総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては、国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては、地域活性化方針としてそれぞれ定めた上で、必要となる規制の特例措置等の在り方について、国と地方の協議会を通じ、政府の各関係行政機関からの代替案の提示も含めプロジェクトの推進を図り、具体化した規制の特例措置等について、国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施するもの。 また、民間事業者による総合特区の取組みを推進するため、認定を受けた計画に資する事業を実施する事業者が指定金融機関から資金を借り入れる場合、利子補給金を支給するもの。(5年間、利子補給率0.7%)								
実施方法	直接実施、委託・請負、補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	315	472	613	691	714		
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	315	472	613	691	714		
	執行額		191	309	481				
執行率(%)			61%	65%	78%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標最終年度 32年度
	平成27年度については5点満点中、3.8点以上を目標としている。達成度については、有識者委員の評価結果が確定していないため、現時点では判断することができない。	総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	成果実績	点	-	-	-	-	-
			目標値	点	-	-	3.8	-	3.8
			達成度	%	-	-	-	-	-
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
	各国際戦略総合特別区域の評価項目の進捗及び妥当性の有識者委員による評価結果を百分率にし、計画最終年度に対する各特区の達成度の平均を目標値として設定していたが、施策をより適切に評価するため、平成27年度より、目標値を有識者委員による評価結果の総合評価点の平均へ見直した。	各国際戦略総合特別区域の評価項目の進捗及び妥当性の有識者委員による評価結果を百分率にし、計画最終年度に対する各特区の達成度の平均	成果実績	%	32	49	-	-	-
			目標値	%	30	50	-	-	-
			達成度	%	107	98	-	-	-
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
	各地域活性化総合特別区域の評価項目の進捗及び妥当性の有識者委員による評価結果を百分率にし、計画最終年度に対する各特区の達成度の平均を目標値として設定していたが、施策をより適切に評価するため、平成27年度より、目標値を有識者委員による評価結果の総合評価点の平均へ見直した。	各地域活性化総合特別区域の評価項目の進捗及び妥当性の有識者委員による評価結果を百分率にし、計画最終年度に対する各特区の達成度の平均	成果実績	%	31	45	-	-	-
			目標値	%	30	50	-	-	-
			達成度	%	103	90	-	-	-
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							☐ チェック		

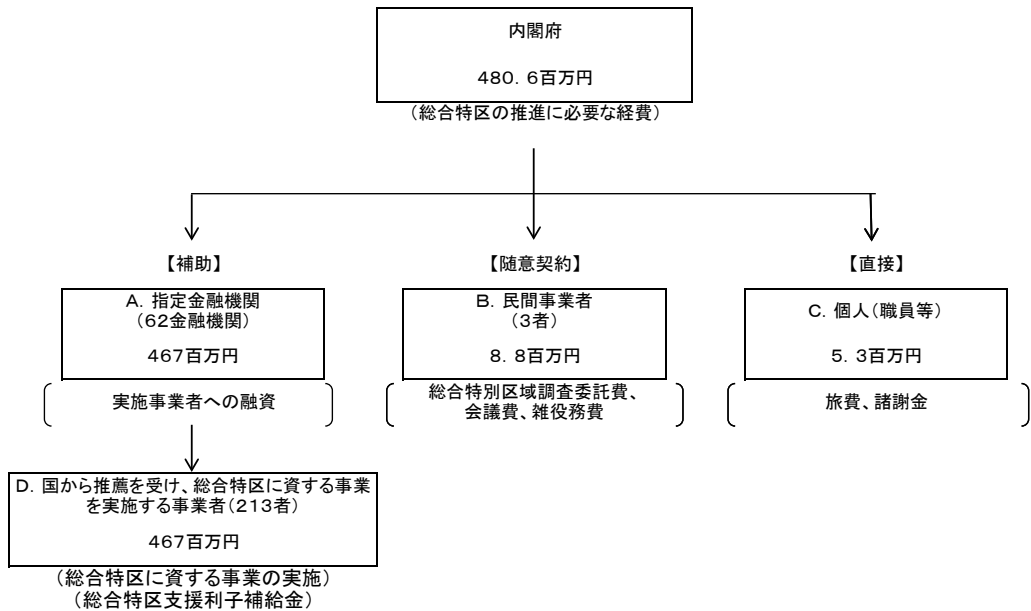
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
		規制の特例措置について、第1次から第4次指定区域から「国と地方の協議」として提案された規制の特例措置に係るフォローアップにおいて、各省と提案の取組実現に向けて前向きに検討するに至った提案(法令等の改正が行われたもの、改正を今後行うもの、現行法令で対応できるものなど)件数の増加を目指す。		活動実績		件	332	348	-	-		
				当初見込み		件	-	-	-	-		
単位当たりコスト		算出根拠				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
		X:執行額/Y:総合特区指定地域		単位当たりコスト		千円	3,973	6,434	10,013	-		
				計算式		X / Y	X(190,716千円)/Y(48地区)	X(308,646千円)/Y(48地区)	X(480,643千円)/Y(48地区)	-		
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)		歳出予算目		28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
		謝礼金		5.7	4.4	・平成28年度以前に締結した利子補給金に加え、平成29年度の新規契約があるため						
		職員旅費		2.7	2							
		委員等旅費		3.9	3.4							
		庁費		1.1	0.6							
		総合特別区域調査委託費		11.8	10.9							
		総合特区支援利子補給金		666	692.4							
		計		691.2	713.7							
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	4. 地方創生の推進									
		施策	⑨総合特区の推進									
		測定指標	定量的指標				単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度
			総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値		実績値		点	-	-	-	-	-
					目標値		点	-	-	3.8	-	3.8
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	・総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。総合特区の推進に資する事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。											
	・総合特区制度における税制支援措置として、特別償却又は投資税額控除(法人税の特例)、出資に係る所得控除(所得税の特例)の活用を図ることと、目標達成を目指す。											
	経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-	-							
		(第1階層)	KPI (第一階層)				単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績				-	-	-	-	-	
					目標値		-	-	-	-	-	
					達成度		%	-	-	-	-	-
		(第2階層)	KPI (第二階層)				単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績				-	-	-	-	-	
目標値					-	-	-	-	-			
達成度					%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
-												

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	総合特区は、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす重要な取組であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	総合特区は先進的取組を行う実現可能性の高い区域に国の資源を集中するもので、地方自治体等へ委任できる性格のものではない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	閣議決定された日本再興戦略に位置づけられるなど、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。 その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって適正な手続きを経ている。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。 その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって適正な手続きを経ている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。 その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって適正な手続きを経ている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。 その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって最低限必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。 その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって最低限必要なものに限定している。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	有識者委員の評価結果が確定していないため、現時点では達成度を判断することができない。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。 総合特区の評価は、制度の運用の透明性・公平性・中立性を高めるために行っており、他の手段・方法は考えられない。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績については、年々件数が増加している。
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	
	-	-	-	
	-	-	-	
	-	-	-	
	-	-	-	
点検・改善結果	点検結果	総合特別区域法及び総合特別区域基本方針に規定された、総合特区の評価に係る経費の執行や総合特区推進のための民間事業者が金融機関から借り入れを行う際の利子補給に関する手続きを適正に行った。 今後も、地域の取組について、地域の実情に合わせて総合的、効率的な支援になるよう、実施状況や効果を踏まえ、適正に実施していく。		
	改善の方向性	利子補給金については、制度の周知等により着実に浸透が進んでいるところ。 本利子補給金は、融資後5年間で支給対象としており、過年度に締結した利子補給金に加え、新年度の新規契約があるため、利子補給金予算額の増加が見込まれる。利子補給金により、少ない予算で民間投資や雇用を誘発することが可能であり、引き続き本制度の活用を図ることとしたい。		

外部有識者の所見						
事業の趣旨はよく分かるし、大事であると思う。しかし規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援そのものと、これらの政策手段で巧く行っているかどうかを探る事業とが混在している。分けて考えるべきではないか。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本件事業において、確実に内容を精査して、事業の有効性・効果について適切に検証するとともに、予算の効率的執行に努め、執行実績を適切に概算要求に反映させるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施するものであり、「これらの政策手段で巧く行っているかどうかを探る事業」としての「評価」について、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援も評価の要因となることから、本成果目標の達成にはこれらを一体として今後も適切に把握していく必要がある。引き続き、総合特区制度に係る有識者委員による「評価・調査検討会」で事業の進捗状況等を評価するなど、事業の有効性及び効果等について適切に検証した上で、効率的な予算執行に努める。利子補給金については、平成28年度までに締結した契約や平成29年度の新たな契約見込みを勘案した要求額とした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	180	平成24年度	51	
平成25年度	32	平成26年度	33	平成27年度	29	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.株式会社日本政策投資銀行			B.(株)大和総研		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
利子補給金	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	97	総合特別区域調査委託費	経済波及効果調査	8.6
計		97	計		8.6
C.個人(職員等)			D.株式会社A		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委員等旅費	諸謝金及び委員等旅費	0.3	利子補給金	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	30
計		0.3	計		30

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

☐チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日本政策 投資銀行	2010001120389	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	97	-	-	-	-
2	株式会社三菱東京 UFJ銀行	5010001008846	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	57	-	-	-	-
3	株式会社みずほ銀 行	6010001008845	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	57	-	-	-	-
4	株式会社三井住友 銀行	5010001008813	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	51	-	-	-	-
5	株式会社静岡銀行	5080001002669	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	23	-	-	-	-
6	株式会社北洋銀行	8430001022711	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	20	-	-	-	-
7	株式会社京都銀行	9130001000028	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	16	-	-	-	-
8	北海道信用農業協 同組合連合会	3430005003068	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	16	-	-	-	-
9	株式会社福岡銀行	1290001004367	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	15	-	-	-	-
10	株式会社北海道銀 行	3430001022658	総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	9	-	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)大和総研	5010601035884	経済波及効果調査	8.6	総合評価入札	2	-	-
2	扶桑速記印刷(株)	9010001027784	速記料	0.1	-	-	-	-
3	サントリービパレッジ サービス(株)	6012401010323	会議費	0	-	-	-	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A		諸謝金及び委員等旅費	0.3	-	-	-	-
2	個人B		職員旅費	0.3	-	-	-	-
3	個人C		諸謝金及び委員等旅費	0.3	-	-	-	-
4	個人D		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	-
5	個人E		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	-
6	個人F		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	-
7	個人G		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	-
8	個人H		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	-
9	個人I		職員旅費	0.2	-	-	-	-
10	個人J		委員等旅費	0.2	-	-	-	-

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社A		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	30	－	－	－	－
2	株式会社B		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	23	－	－	－	－
3	株式会社C		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	20	－	－	－	－
4	株式会社D		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	18	－	－	－	－
5	株式会社E		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	17	－	－	－	－
6	株式会社F		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	16	－	－	－	－
7	株式会社G		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	14	－	－	－	－
8	株式会社H		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	11	－	－	－	－
9	株式会社I		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	11	－	－	－	－
10	株式会社J		総合特区に資する事業の 実施者に対する融資に係 る利子補給金	10	－	－	－	－

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載	☐ チェック
--	-------------------------------

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載	☐ チェック
--	-------------------------------

[illegible]